（特約条項）

前頁の特約条項に前払金に関する次の条項を追加する。

第１条　甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の工期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、５千万円を限度とし、乙の請求により、契約金額の３０パーセントの額（１０万円未満のは数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第２条　甲は、前条第１項の規定により前金払をした後､設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払いし、又は返還させることがある。

２　乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

３　乙は、甲から第１項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

４　前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年　３．１パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）で計算した額（１００円未満のは数があるとき又は１００円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第３条　乙は、前条第１項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前条第２項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。

３　乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

第４条　乙は、前払金をこの工事に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

２　乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

３　乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年　３．１パーセントの割合（年当たりの割合は､閏(じゅん)年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）で計算した額（１００円未満のは数があるとき又は１００円未満であるときは､そのは数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（前払金の不払いに対する乙の業務中止）

第５条　乙は､甲が第　条の規定に基づく支払いを遅延し､相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部の履行を一時中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。